

「えびの市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）」に対するご意見募集の結果について

「えびの市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）」について令和6年10月9日（水曜日）から令和6年11月8日（金曜日）までの間、市ホームページなどを通じて皆様からのご意見を募集しました。

その結果、2名の方から6件のご意見をいただきました。貴重なご意見をいただき誠にありがとうございます。いただきましたご意見及びそれに対する市の考え方につきましては、以下のとおりです。

番号	ご意見	市の考え方
1-1	○基本料金と従量料金の値上幅について 今回の改定案では、基本料金および従量料金の両方が約 30%の値上げとなっています。水道管の老朽化や耐震化率の低さに鑑みれば、水道料金の値上げ自体は理解できますが、基本料金と従量料金が同じ値上げ率に設定されることに疑問を感じます。基本料金は全利用者に影響を与え、特に低水量の家庭や低所得層には大きな負担となるため料金設定には配慮が必要です。従量料金の値上げは多量使用者にとって負担が大きくなり、節水を促す効果が期待されますが、基本料金と従量料金を一律に値上げすることで、この公平性が損なわれる可能性があります。また、基本料金は設備維持費用を確実に回収する役割を持つため、設備改修費用を確保するには、口径が大きいほど基本料金の値上げ幅を大きく設定する方法が適切ではないでしょうか。この点について、市としての再評価および市民への丁寧な説明をお願いしたいと思います。	今後の水道事業を安定的に経営していくためには給水収益の確保が重要であることから、水道料金等審議会へ適正な水道料金の額について諮問し、これまで4回にわたって慎重審議をしていただきました。その結果、水道料金等審議会から、水道料金の改定については基本料金と従量料金をそれぞれ 30%値上げすることが妥当であるとの答申を受けたところです。 本市としましては、この答申の結果を重く受け止め、現行の基本料金と従量料金のバランスや公平性を確保しつつ、口径による基本料金の改定を行うことはさらに不公平になることから、それぞれを同じ値上げ率に設定することが妥当であると判断したところです。 また、市民への説明につきましては、必要に応じた広報等を行うことで、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。
1-2	○大口径顧客への影響 現行の水道料金実績から見て、大口径の顧客（例えば 40mm 以上）は	前述のとおり、現行の基本料金と従量料金のバランスや公平性を確保しつつ、口径による基本料金の

	すでに基本料金や従量料金が高額に設定されており、一律 30%の値上げによって負担の絶対額が大幅に増加します。このため、料金改定においては使用量や口径に応じた異なる調整が求められます。特に、大口径顧客の負担が不当に増加しないような配慮が必要ではないでしょうか。	改定を行うことはさらに不公平になることから、それぞれを同じ値上げ率に設定することが妥当であると判断したところです。大口径顧客につきましては、上位 10 者程度を対象とした訪問などによる個別の説明も想定しております。
1-3	○設備改修の達成可能性 南海トラフ地震が 2035 年ごろに発生する可能性が高いとされている中で、今回の 30%の値上げが、えびの市水道施設の耐震化や老朽化対策を十分に進めるための財源として適切かどうかは不透明です。市民負担を考慮しつつ、柿木原浄水場の耐震補強や新たな浄水場の整備など必要な設備投資が適正かつ持続可能な形で計画されることを求めます。 現時点の改定案が財源確保に十分であるか、また、料金改定後に具体的な設備改修計画が確実に実行される保証があるのか、詳細な説明をお願いしたいと思います。	地震対策につきましては、災害リスク回避のため、現状の柿木原浄水場の配水系に頼らない形で浄水・配水拠点を分散化することや既存施設の統廃合を行うことにより、水道施設の耐震化向上を図っていきたいと考えております。 財源確保につきましては、現時点の改定案（平均改定率 30.09%）とすることで、令和 14 年度まで黒字が継続すると見込んでおります。また、平成 29 年度から続く累積欠損金につきましても、料金改定により大幅な減少が見込まれます。 設備改修計画につきましては、令和 6 年 3 月に市議会の議決を受けた中長期的な基本計画である「えびの市水道事業経営戦略（後期計画）」に基づき料金改定を行うことにより、計画的な施設整備を進めてまいります。
1-4	○市民への影響と説明責任 料金改定は市民生活に大きな影響を及ぼします。特に経済的に困難な状況にある世帯にとって、30%の負担増加は家計への影響が大きいことから、市としては料金改定の理由やその必要性について、市民に十分な説明を行うことが不可欠です。 また、低所得者層や少量使用者への影響を最小限に抑えるための支	本市の水道料金は、平成 22 年度以来 15 年ぶり、さらに値上げの料金改定となりますと、平成 11 年度以来 26 年ぶりとなります。現在まで市民生活や産業活動を支える必要不可欠なライフラインとして、「安全で安心な水道水の安定供給」に努めてきました。久しく料金改定を行っていない状況にありますので、

	援策を検討し、必要に応じて柔軟な対応をお願いしたいと考えます。	市民の皆様から十分な理解が得られるよう、水道事業の現状と合わせ料金改定の理由やその必要性について広報による特集や自治会の行政協力員会議での説明等を行うことにより、説明責任を果たしていきたいと考えております。 低所得者層や少量使用者の方の支援策につきましては、国・県の動向に注視しつつ、水道事業会計以外の施策にて対応を行うこととなります。 市民にとって「水は限りある大切な資源」であることをご理解いただき、日頃の水の使い方を見つめ直し、ご家庭における節水に心がけていただきたいと考えております。
1-5	○結論 30%の値上げ幅が、南海トラフ地震対策を含む全体的な水道インフラの強化に十分な財源を提供するものであるか、また、その負担が市民にとって適正かつ持続可能であるかを慎重に再検討する必要があります。市としては、市民負担を適正に配分する柔軟な料金設定や支援策の導入を検討し、将来の設備改修計画が確実に実行されるよう、説明責任を果たしていただきたいと考えます。	ご意見に対する市の考え方については、前述のとおりです。今後とも、中長期的な基本計画である「えびの市水道事業経営戦略（後期計画）」に基づく計画的な整備を進めてまいります。いただいたご意見の趣旨でもあります「安全で安心な水道水の安定供給」や「公平な受益者負担の観点での料金設定」につきましては、今後も引き続き実行できるよう努めてまいります。貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。
2	水道料金の値上げは水道使用者として素直に受け入れることはなかなか難しいですが、水道施設や管路の老朽化・耐用年数の到来・耐震化等による更新事業費の増大、人口減少による収益の減少が全国的に各水道事業体の共通課題としてここ数年報道されている中、えびの市も将来に負担を先送りさせないために今回の改定についてはやむ	本市の水道事業につきましては、「安全で安心な水道水の安定供給」を目指し、市民生活に欠かすことのできない重要な役割を果たす事業としてこれまで運営を継続してきました。ご承知のとおり、水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況にあります。本

	を得ないものと考え受け入れたいと思います。	市としましては、将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給し、次の世代へ負担を先送りしないためにも、今回の料金改定を進めていく必要があると考えております。 今後も適正な水道事業運営に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。
--	------------------------------	--